

市道の草刈りで 地域をきれいに！



報償金事業スタート

本市では、市道の草刈りなどを行い、道路環境の維持管理に努めております。
このたび、地域コミュニティの活性化及びより住みやすい地域づくりを目的として、令和8年度より、地元の皆さまによる草刈り作業に対し《報償金》をお支払いする取り組みを試行いたします。

対象団体

活動人数5名以上の市民活動団体や企業等

例：NPO法人、町内会、企業、任意団体など

対象箇所

鹿児島市が管理する市道

※市道の植樹帯、私道、法定外公共物（里道等）は対象外とする。

※市道は「かごしま i マップ」より確認できます。



対象作業

草刈り作業（回収は鹿児島市が実施）

※刈り幅0.5m以上を基本とし、縁石等についての刈り幅は問わない。

草刈（路肩）



草刈（法面）



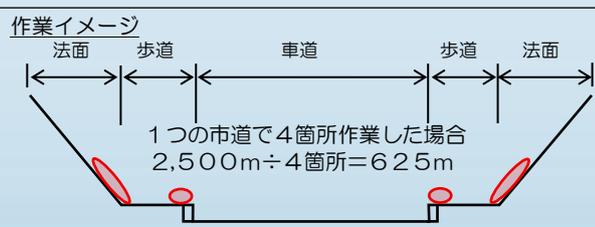
草刈（縁石）



報償金

上限5万円（累計延長 2,500m）

- ・1m当たり20円
- ・同一箇所の草刈りは、1年度につき2回まで（間隔は概ね2月以上）



提出書類

作業管轄の相談窓口を設置

鹿児島市のホームページからもダウンロード可能

（検索：鹿児島市市道草刈りボランティアサポート事業）

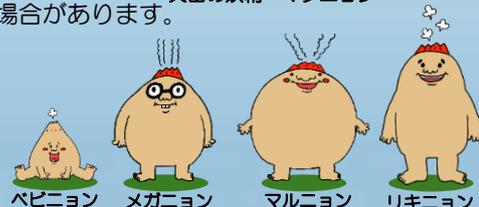
※草刈りに関する補助制度等を受けている団体は対象外となる場合があります。

マグマシティ PRキャラクター
火山の妖精 マグニオン

受付期間

作業実施年度の4月1日～1月31日まで

（土日祝、年末年始は除く）



《作業管轄の相談窓口》

道路維持課	管理係：099-216-1410	道路建設課	吉田建設事務所：099-294-1216
//	錦江工事事務所：099-225-8525	//	松元建設事務所：099-278-5428
//	田上工事事務所：099-281-9111	//	郡山建設事務所：099-298-4862
//	伊敷工事事務所：099-229-2237	//	桜島建設事務所：099-293-2350
//	吉野工事事務所：099-243-0007	谷山建設課	維持係：099-269-8452
東桜島総務市民課	：099-221-2111	//	喜入建設事務所：099-345-3760

市道草刈りボランティアサポート事業の流れ

① 事前相談

- ・草刈りの対象となる市道および団体名について、管轄する相談窓口へ事前にご相談ください。（管轄が不明な場合は、お電話にてご案内いたします。）
- ・足場が不安定な急傾斜地や法面、擁壁上などの危険箇所での草刈りは、対象外となる場合があります。

② 相談窓口で申請書類の受け取り

- ・鹿児島市ホームページからもダウンロード可能です。



③ 〔様式第1 実施届書〕の提出

- ・受付期間内に、管轄する相談窓口へご提出ください。
- ・位置図等の添付をお願いします。

市 HP 二次元コード

④ 〔様式第2 決定通知書〕または〔様式第3 補欠決定通知書〕の通知

- ・受付完了後、1～2週間後に団体へ通知します。
- ・補欠決定団体について、決定団体の辞退等が生じた場合は、繰り上げて決定通知書を通知します。

⑤ 草刈り作業の実施（※道具の貸出は行っておりません）

- ・作業は**必ず5名以上**で行い、**安全に十分注意**してください。
- ・作業1週間前には管轄する相談窓口へ連絡をお願いします。
- ・〔様式第6 実施報告書〕裏面の作業従事者名簿へ記入をお願いします。
- ・作業前、作業完了の**写真撮影**をお願いします。
- ・事故が発生した場合は、管轄する相談窓口へご連絡ください。
- ・刈り草は袋にまとめるか、通行の妨げにならない場所へ集積をお願いします。
- ・刈り草に土砂やゴミを混ぜないようにお願いします。

⑥ 作業完了の連絡

- ・後日、回収に伺いますので、管轄する相談窓口までご連絡ください。

⑦ 〔様式第6 実施報告書〕

- ・管轄する相談窓口へ**写真、請求書、通帳の写し**と併せてご提出ください。

⑧ 〔様式第7 報償金決定通知書〕

- ・報償金のお支払い

⑨ 完了

よろしくおねがいします

